

ソ連末期におけるリトアニア・ポーランド人自治問題の刑事事件化 ——検察庁事件番号『09-2-060-93』の解説を通して——

佐藤 圭史

はじめに

1988年12月リトアニア中央で、リトアニア語のみを国家語とする言語規定の導入が審議されるにおよび、リトアニア・ポーランド人が多数を占めるヴィリニユス、シャルチニンカイ地区において、民族自治領域創設にかんする議論が活発になった。リトアニア・ポーランド人による民族文化再生運動、自治領域創設要求運動はリトアニア人知識層がペレストロイカ支持運動サユディスを組織したことに影響されたものである。要求の矛先が、主に、共和国基幹民族であるリトアニア人がソ連政府に、非基幹民族が共和国政府に向けられていたとの差異はあるものの、文化的自治、政治的自治、経済的自治の要求の発展段階と要求を行う手法は「表面上」類似しているといえる。しかしながら、ソ連邦が解体へと向かう過程、つまり、「主権」が連邦政府から共和国政府へと移行していく中で、サユディスの活動は自由、民主主義への闘争と評価されたのに対し、非基幹民族の活動は共和国の治安を乱す違法行為として位置づけられた。

本稿の研究意義としては以下の点が挙げられる。連邦構成共和国から一定の領域自治を主張、活動した自治領域創設運動家に対する逮捕、投獄がソ連邦領内で頻発したが、どのように治安当局や検察は、自身の行為を正当化しようとしたのか、その根拠を探ることは重要である。第二に、従来の研究では、リトアニア・ポーランド人問題を、政治問題の側面から十分に調査した研究がほとんど見られず、本稿はその研究領域の不足分を埋めることにある。これは、リトアニア人、ポーランド人研究者の双方が、同問題の政治問題化を避けるために比較的中立的な問題設定を行ったためだけでなく、実証に不可欠な資料が今まで公開されていなかった、あるいは、研究者らによって資料の所在が十分に探索されていなかったことに起因する。2006年9月に、著書の実地調査で発見した検察庁資料『09-2-060-93』には、検察側の調書、証拠物件だけではなく、シャルチニンカイ、ヴィリニユス地区ソヴィエトのステノグラム、被告人の上告書、自治運動活動家間でやりとりされた手紙、電報、被告人を弁護するための手紙など、約7,500ページ（31巻、大半がリトアニア語資料）に渡る貴重な資料が凝集されており、この資料を持って今回の研究成果を出すことが初めて可能になったといえる。今回は、31巻全てを対象とはせず、1994年11月の検察側が立件するために用いた資料（1-7巻）を対象としている。

1. 刑事事件としての立件までの過程

検察庁が、自治創設活動を共和国臨時基本法違反行為、刑法違反行為として初めて警告するのは、1989年9月6日のシャルチニンカイ地区ソヴィエトのポーランド人自治領域創設宣言である。議会会期中には地区ソヴィエトへ検察官を招待する義務があり、その場に出席したシャルチニンカイ地区検察官のV. ヴラソフが警告を発した。ヴラソフの警告

は、地区ソヴィエト議員が自治領域創設を行う権利は持たず、今後、違法行為へと発展することは慎むべきである、というものであった。しかし、ヴラソフの前後で自治運動活動家によって熱狂的に繰り返される、リトアニア社会におけるリトアニア・ポーランド人に対する政治的、社会的、経済的「差別」を訴える演説に議場は圧倒され、この要請は事実上無視される。

刑事事件として捜査が開始されるのは、1991年1月8日、ヴィリニウス地区検察庁事件番号『09-2-002-91』の成立による。『09-2-002-91』は、成立年月日から推察できるように、生産物の価格値上げを決定したリトアニア共和国閣僚に対する辞任要求デモが行われ、国民救済委員会が結成された時期である。つまり検察は、ソ連軍、国民救済委員会、リトアニア共産党（ソ連共産党派）と自治運動活動家を、全て関連したものとして捜査を開始したのであった。検察側の資料では、リトアニア共和国の主権を侵害している国民救済委員会のリトアニア共産党員（ソ連共産党派）として、第一書記の M. ブロケヴィチを筆頭に、シャルチニンカイ地区ソヴィエト議長 of C. ヴィソツキ、副議長の A. モンケヴィチらがリストアップされている。

検察局による本格的な捜査は、リトアニア共和国のソ連邦からの「独立」承認後、そして、国民救済委員会主要メンバーの国外逃亡後の1993年11月5日になってからであった。そのさい、広範な問題を含んでいた国民救済委員会事件『09-2-002-91』から自治問題を切り離し、ポーランド民族自治領域創設事件『09-2-060-93』が成立した。そこでは、リトアニア共和国転覆の目的を持って、1990年3月11日から1991年8月21日の期間に行われた活動、更に、シャルチニンカイ地区代表（国外逃亡したヴィソツキ、モンケヴィチ、クトゥモフ）は八月クーデターの政変に積極的に参加した廉で、リトアニア共和国刑法62条、68条違反の疑いで捜査が進められた。

2. 検察側による事件性の判断基準

検察側による捜査の基本は、自治運動活動家がリトアニアの国内主権を侵害する意図を持っていたかどうか、また、それをいかに実行に移したかに集約されている。捜査方針で重要な点は、①ポーランド人民族自治領域創設案、②1990年12月のソ連軍徴兵、③1991年3月17日のソ連邦維持の存続を問う国民投票への参加、④八月クーデターの国家非常事態委員会支持の表明、である。いずれの項目にも、具体的にだれが、いつ、どのような環境のもとで決定したのか、ポーランド人協会、リトアニア共産党（ソ連共産党派）、ヴィリニウス地区ソヴィエト、ヴィリニウス地区共産党、ソ連軍との関連を考慮しつつ調べ上げることであった。

まず、領域自治考案者を巡る問題から検証していく。ベラルーシ人協会シャルチニンカイ支部長で、シャルチニンカイ地区ソヴィエト議員であった P. モロフェイの供述調書によると、シャルチニンカイ地区において、初めて「自治」にかんする言及がなされるのは、当時の地区共産党第一書記タシリンスキによる。1989年1月のリトアニア語を国家語とする言語規定の公表によってタシリンスキは、言語規定を弱めることを共和国議会に要請するか、自治を宣言するかの二者択一であることを周辺に漏らしていた。

タシリンスキの自治案は、地区ソヴィエト議員の一部（モロフェイは具体的に名前を出

してはいないが、後の文脈からモンケヴィチ、L. ヤンケレヴィチを指していることは推察できる) から出たものであり、必ずしも本人のオリジナルではなかった。更に、1989年半ばにタシリンスキが次第に自治領域創設に反対するようになり、さらにサユディス運動支持派を自身の後任に就けようとしたことが、自治賛成派のモンケヴィチ、ヤンケレヴィチらによる地区ソヴィエトからの自治反対派グループ追放作戦のきっかけとなったとモロフェイは証言している。ヤンケレヴィチ、S. ペシコ、モンケヴィチ、ヴィソツキら一部の自治運動活動家が地区ソヴィエトのほとんどの決定を行っており、中でもヤンケレヴィチは、権力を如何に、そして急速に握るかを考えていた野心的人物とモロフェイは評している。さらに 1991 年八月クーデターのさいには、地区ソヴィエトの「権力」は増し、地区ソヴィエト議員の主要幹部（ヴィソツキ、モンケヴィチ）の許可無しに地区から外出することが禁止されたとしている。モロフェイの供述はいくつか興味深い点に触れているものの、検察庁の密室の中で、悪者をあげつらうことで自身の責任を回避しようとする意図のもと誇張された証言が多いと考えられる。

「ヴィリニウス・ガス」副代表であり、1991 年八月クーデターのさいにシャルチニンカイ特別会議に招待された H. クネズィスは供述調書の中で、モンケヴィチ、ヴィソツキを含めシャルチニンカイ地区ソヴィエトは、地区住民、産業界にさほど影響力を持っておらず、彼らの決議、決定にほとんどの人が従っていなかった点に触れている。モロフェイが言及した、ヴィソツキ、モンケヴィチが当人らの許可無しに外出することはできないという規制を行った点にかんしては、そのような事実は無かったと証言している。もとより、クーデターによってソ連社会が混乱した時期に、ヴィリニウスやモスクワへ外出しようなどとは考えなかったという。クネズィスの証言は、地区ソヴィエト議員に対する見方にいたって冷静な印象を受けるが、検察側のマーカーがまくしたてるモロフェイの証言に集中し、クネズィスのものにはほとんど付されていないのは注目に値する。

第二にソ連軍徴兵を巡る問題である。ソ連軍への従軍義務が決定されるのは、1990 年 12 月 15 日の第二回シャルチニンカイ地区統一議会においてである。陸軍中佐 E. クトゥモフを中心に組織された委員会で、1974 年生まれの若者に対するシャルチニンカイ地区軍事委員部への召集が決定された。検察側の主張では、1990 年 3 月 10 日にリトアニア共和国の主権は「回復」されたのであって、1990 年 12 月に決定されたソ連軍への徴兵は、リトアニア共和国以外の外国軍への従軍を地域住民に強要したことを意味し、この決定を共和国主権侵害とした。外国軍従軍決定の廉で刑法違反を宣告した検察側の警告文は、1990 年 12 月から 1991 年 1 月にかけて、シャルチニンカイ地区ソヴィエトに届けられた。地区ソヴィエト議事録によると、ソ連政府と、共和国政府の「二重権力」に対する混乱を読み取ることができる（第 3 節参照）。

供述調書の中で徴兵の決定、実施にかんして言及しているのは、シャルチニンカイ地区エイシシケス市ソヴィエト中央委員会書記の M. ノヴィケヴィチ、第一書記の I. センギンである。ノヴィケヴィチによると、シャルチニンカイ地区軍事委員部から、具体的にどの人物が徴兵されるべきであるかの通達が届き、ノヴィケヴィチ本人がその情報を基に徴兵リストを作成した。ノヴィケヴィチの上司であるセンギンには具体的に誰がソ連軍への徴兵を決定したのか、検察側から質問を出された。そこで彼は、1990 年から 1991 年にかけてシャルチニンカイ地区軍事委員部の代表者（クトゥモフを含むと思われる）らと面会

し、徴兵の必要性を要請されたと証言している。センギンは、ノヴィケヴィチのリストをもとに徴兵対象者に電話などで呼びかけたが、実際にはそれほど集まらず、さらに召集に応じなかった対象者に罰則はなかったために消化不良のまま徴兵キャンペーンは終了した。

第三に、1991年3月17日ソ連邦の存続を問う国民投票の開催を巡る問題である。1991年3月17日のソ連邦の存続を問う国民投票がシャルチニンカイ地区で実施された。これにかんして多くの証言から確認される事実は、国民投票はシャルチニンカイ地区ソヴィエトの音戸取りで実施されたことである。またS. ウザレヴィチは、国民投票開催資金は地区ソヴィエトから出されていたと供述している。Y. スドニケイは、シャルチニンカイ地区ソヴィエトとシャルチニンカイ市ソヴィエトとの政治的連携は国民投票にかんしてはなかったと証言している。1991年2月に市ソヴィエトで、3月国民投票の実施に反対する決議が出されており、国民投票実施は市ソヴィエトの決定と無関係に実行されたとしている。3月8日に地区ソヴィエトで国民投票の実施が決定され、3月17日の国民投票の結果、投票権を持つ30,661人のシャルチニンカイ地区住民のうち23,441人（全体の76.4%）が参加し、そのうちの22,838人（97.4%）がソ連邦の存続に賛成した。

第四に、モスクワにおける八月クーデターにかかわる問題である。自治領域創設運動に終止符が打たれる決定的な事件は、八月クーデターの失敗と、その後のシャルチニンカイ、ヴィリニウス地区ソヴィエトの解散である。V. ブガエツの供述調書では、8月19日のシャルチニンカイ特別会議の状況が詳しく述べられている。8月19日の17時から18時の間に開催された特別会議でヴィソツキはゴルバチョフが解任されたことを伝え、そして、国家非常事態委員会の声明が書かれた資料を片手に振りかざしながら、シャルチニンカイ地区ソヴィエトはモスクワの国家非常事態委員会に従い支援支部を作るべきであることを訴えた。会議場にはヴィソツキ、モンケヴィチ、シマノヴィチ、オレフノヴィチ、そしてクトゥモフらが座っていたが、演説するのは、ヴィソツキ、モンケヴィチ、シマノヴィチに限られていた。H. クネズィスは、ブガエツが「もっともな」質問を国家非常事態委員会支援者達にぶつけたことを回想している。ブガエツは、共和国議会議員で地区の中心的人物であるヤンケレヴィチが不在であり、一方、同じく共和国議会議員であるペシコが会議場にいるのにも関わらず、なぜ共和国議会の立場から何も発言しないのか、というものであった。しかしこの疑問に対する明確な回答はされず、国家非常事態委員会を支持するメンバー、ヴィソツキ、モンケヴィチ、クトゥモフ、シマノヴィチ、ヤンカウスカス、オレフノヴィチが集まり、支持表明に署名した。

最後に、地区ソヴィエト議員とソ連中央、ポーランド人協会との関係を検証してみる。検察側は、先にも見たように、当初より、リトアニア・ポーランド人の全国的組織であるポーランド人協会と自治運動活動家との関連性を疑っていた。しかし供述調書を見る限り、自治運動におけるポーランド人協会の関与にかんする証言は（現在までの調査のところ）全く見られない。これは、新リトアニア国立文書館で公開されている資料から、ポーランド人協会が地区ソヴィエトへゲスト参加していた以外に自治運動活動家との関連性が見られないことから、両者の関係はそれほど強くなかったと証明することができる。次に、地区ソヴィエト議員とモスクワの国家非常事態委員会との関係を考察してみる。ヴィソツキは、8月19日の特別会議に集まった大衆の前で、シャルチニンカイ地区では、ソ連憲法と、リトアニア・ソヴィエト憲法（リトアニア共和国臨時基本法ではない）が有効である、

ソ連政府（国家非常事態委員会）は精神的にだけでなく、農産物供給にかんする物理的支援を我々に行うであろうと訴えた。しかし、ヴィソツキが実際に国家非常事態委員会とそのような約束をしていたのかは大いに疑わしい。モスクワ中央でのクーデターという混乱した時期に、参加者を安心させるために行ったパフォーマンスである可能性が高いからである。さらに検察側が証拠物件とした資料の中で国家非常事態委員会とのつながりを示すものは、モスクワ国家非常事態委員会メンバーに出したシャルチニンカイ特別会議への招待状のみであった。

3. 二重権力に対する地区議会の混乱

それでは、検察側が提示した「主権侵害」の宣告に対し自治運動活動家側がどのように認識していたのか、1990年、1991年を中心としたシャルチニンカイ、ヴィリニウス地区ソヴィエト議事録と供述調書を基に、第3節では考察していくことにする。

1990年12月12日のヴィリニウス地区ソヴィエトでは、共和国検察庁が共和国政府の統制下にあるとの認識が未だに固まっていないことを示す議論が見られる。そこでは、R. オゾラスが委員長のリトアニア東部問題委員会、V. ランズベルギスが議長の共和国議会が民族間の不和を助長し、ポーランド語話者、ロシア語話者の社会環境を悪化させたが、これらの行為はリトアニア共和国憲法16条違反、そして、共和国指導者達の少数民族差別政策を共和国刑法72条違反の罪で、検察庁に申請することを決定していた。ヴィリニウス、シャルチニンカイ地区ソヴィエトの活動家を取り締まろうとする共和国検察庁に対して、共和国議会の「国家犯罪」の追及を申請していることから、検察庁は共和国議会から独立した存在であるとの期待が未だに残っていたことが理解できる。

シャルチニンカイ地区ソヴィエトで共和国「主権」にかんして議論が行われるのは、1990年11月13日のシャルチニンカイ地区、ベラルーシ共和国間のリトアニア国境における税関、国境警備隊の設置にかんしてである。リトアニア国防局長のA. ブトキャヴィチュスに招待した議論の中で、A. アリュクは、国境にまたがり親戚がいるポーランド人、ベラルーシ人たちの行き来が制限されるのではないかと不安を表明した。Ia. ユロライテは、「我々（地区ソヴィエト議員）は、国境の導入にかんしてもちろん議論していますが、リトアニア国境が存在するという法的根拠がありません」と発言した。これに対し、共和国議会から派遣されたブトキャヴィチュスは、「しかしながら、「経済国境」は必要です。現在多発している経済マフィアの暗躍を制限するためにも必要でしょう」と、ユロライテの「リトアニア国境の不在」説に反対はしていない（同時にリトアニア国境が無いことを明確に認めているわけではない）。

共和国「主権」概念が最も活発に議論されるようになるのは、ソ連軍従軍問題に関し、共和国検察が「主権」侵害の警告を発した後の1990年12月15日、シャルチニンカイ地区統一議会においてである。ソ連政府と共和国政府のどちらに権力があるのか、それに対する混乱は、議事録からも見られる。

D. コロトチェンコは、リトアニア共和国には共和国憲法とソ連憲法、ソ連邦大統領令がある、我々は「最高機関」の法令に従うべきである、と主張した。続いてG. フェロドヴィチは、「リトアニア共和国政府は、まだソ連政府の主権者と（独立にかんして）合意に

いたったわけではありません。我々はソ連法を遵守すべきでしょう。もしも（共和国主権者が）合意に至るのであれば、（従軍にかんする）若者の受け入れ先は所定の場所になるだろうし、それは、全くないのかもしれませんが。これにかんする問題ではいまだに確かな権力が存在しておらず二重権力の状態です。（ソ連法に今背くことで）若者達を危機的な状況に陥らせることは避けたいと思います」と述べた。徴兵の指揮を執ったクトゥモフは、ソ連政府の法案を無視したくはないという点を前置きして、「我々はソ連邦に属しています、リトアニアも共に（属しています）」と主張した。

議論の最後にはヴィソツキが登場し、リトアニア共和国政府がリトアニア共和国の混乱を作る元凶であるとして、「共和国とソ連邦の対立は日増しに激しくなっています。多くの地区住民が評価するように、リトアニア最高会議はソ連邦からの離脱権を宣言する、法的、道徳的権利を持っていません。現在でも（シャルチニンカイ）地区ではソ連憲法とソ連邦大統領令が機能しています」と結んだ。

1991年4月9日の時点で第五回シャルチニンカイ地区ソヴィエトに出席した検察官G.ポムナスは興味深い点について触れている。議員の「あなたはリトアニア共和国がソ連邦から既に離脱しているとお考えですか」の質問に対し、ポムナスは、「（リトアニアには）リトアニア共和国法がありそれに従わなくてはならない。しかしリトアニアには軍隊でコントロールされているソ連国境がある。リトアニア検察庁はリトアニア共和国法に従っている。この問題は別のことであり、あなたの質問には答えたくはない」と応じている。ポムナスの応答からも、リトアニア共和国においてソ連政府に従うソ連軍とリトアニア共和国政府に従うリトアニア検察庁の、統一された最高機関を持たない組織が入り組んだ「権力の二重構造」が存在していたことが理解できる。

おわりに

以上に見てきたように、1989年から1991年半ばまで、共和国の「主権」の概念が最も曖昧な時期であったといえるし、共和国政府側にも少数民族を説得しうる確固たる「主権」の概念があったかどうかは疑わしい。サユディス、共和国政府が拠りどころとした「主権」概念の正当性にかんしては、本稿の紙幅を大きく超える議論であるので別稿に譲りたい。

八月クーデターが失敗した8月22日、ヴィソツキ、モンケヴィチ、クトゥモフらはシャルチニンカイ地区の職場、住居、家族の前から姿を消し、9月4日、自治運動の中心となったシャルチニンカイ、ヴィリニユス地区ソヴィエトは共和国議会により一方的に閉鎖された。1991年10月2日には、主権侵害、刑法68条3項違反の疑いで、モンケヴィチ、ヴィソツキらに逮捕状が出された。1994年11月28日、検察側は、ヴィソツキ、モンケヴィチを犯罪人として立件する十分な証拠を得たとして、1990年3月11日から1991年8月21日の期間に渡って行われた「主権侵害」活動を、被告人不在のまま立件を試みた。

資料・文献

新聞

Atgimimas.

Шальця.

文献

Kuzmickas, Bronislovas, *Išsivadavimas: Užsienio Politikos Epizodai 1988–1991* (Vilnius: Apostrofa, 2006).

Popovski, Vesna, *National Minorities and Citizenship Rights in Lithuania, 1988–93* (New York: Palgrave, 2000).

Lietuvos Respublikos Generalinės prokuratūros organizuotų nusikaltimų ir kuropcijos tyrimo skyrius, Baudžiamoji byla Nr.09–2–060–93, Tomai Nr. 1–31.

LVNA (Lietuvos Valstybės Naujasis archyvas), F. 42 [Lietuvos Lenkų Sąjungos (LLS) perduodamų dokumentų sąrašas].